

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十四条の十七、第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 第一章の三 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第一款・第一款の二 (略)</p> <p>第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止(第二百五十四条、第六百六十六条の四)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第二節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第十二章 (略)</p> <p>第三編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(規格又は安全装置の具備に係る事業者の基準)</p> <p>第二十四条の十七 法第四十二条第三項の厚生労働省令で定める数は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十六において定める数とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第二章の四 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 機械等に関する規制(第二十五条、第二十九条の四)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章 第十章 (略)</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 第一章の三 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第一款・第一款の二 (略)</p> <p>第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止(第二百五十四条、第六百六十六条)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第二節 第三節 (略)</p> <p>第三章 第十二章 (略)</p> <p>第三編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(規格に適合した機械等の使用)</p>

第二十七条 削除

第二十九条 (略)

2 前項の規定は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う法第四十二条第三項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。この場合において、前項第二号及び第四号中「事業者」とあるのは、「安全装置等を設けた事業者」と読み替えるものとする。

3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならない。ただし、次の各号のすべてに該当するときは、この限りでない。

一 当該機械等の点検、調整等作業の性質上やむを得ない場合であること。

二 周囲の作業従事者との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、当該機械等の点検、調整等の作業により他の作業従事者に危険を及ぼすことがないことが確認できること。

4 作業従事役員等は、前項ただし書の場合において、安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておかなければならない。

5 事業者は、第一項第四号（第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつたときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

6 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（第二項の場合を除く。）において、

第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

第二十九条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

(新設)

当該機械等の安全装置等が取り外され、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第五項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

(特別教育の科目の省略)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

2 法第五十九条第四項の規定にかかわらず、作業従事役員等は、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、当該特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しない。

(指針の公表)

第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第三項の規定による指針の公表について準用する。

(指定事業場等における安全衛生教育の計画及び実施結果報告)
第四十条の三 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、四月一日から翌年三月三十一日までに行つた法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条の規定に基づく

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

(特別教育の科目の省略)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(新設)

(指針の公表)

第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。

(指定事業場等における安全衛生教育の計画及び実施結果報告)
第四十条の三 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、四月一日から翌年三月三十一日までに行つた法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための

安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年四月三十日まで、様式第四号の五により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 (略)

第九十八条の六 事業者(第二十四条の十七に規定する数以下の労働者を使用する事業者に限る。次項において同じ。)は、当該事業者(法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下この項及び次項において「作業従事者」という。)

が、労働者(当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。)と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 (略)

(定期自主検査)

第三百三十四条の三 (略)

教育の実施結果を、毎年四月三十日まで、様式第四号の五により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 (略)

第九十八条の六 事業者(労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。次項において同じ。)は、当該事業者(法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下この項及び次項において「作業従事者」という。)

が、労働者(当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。)と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 (略)

(定期自主検査)

第三百三十四条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第三百三十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第三百三十五条の二 事業者は、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三百三十四条の三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 動力プレスに係る法第四十五条第三項の厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）は、第三百三十四条の三に規定する自主検査とする。

2 動力プレスに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

2 (略)
(新設)

第三百三十五条 (略)

2 (略)
(新設)

(定期自主検査の記録)

第三百三十五条の二 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第三百三十五条の三 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）は、第三百三十四条の三に規定する自主検査とする。

2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 動力プレスに係る特定自主検査を法第四十五条第三項各号の検査業者（以下「検査業者」という。）に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

4 事業者又は個人事業者は、動力プレスに係る特定自主検査を行ったときは、当該動力プレスの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(プレス等の補修)

第三百三十七条 事業者は、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項若しくは第三百三十五条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第三百三十四条の三第三項において準用する同条

第一項若しくは第二項又は第三百三十五条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第四百四十一条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の

一・二 (略)

3 動力プレスに係る特定自主検査を法第四十五条第二項の検査業者（以下「検査業者」という。）に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

4 事業者は、動力プレスに係る特定自主検査を行ったときは、当該動力プレスの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(プレス等の補修)

第三百三十七条 事業者は、第三百三十四条の三若しくは第三百三十五条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第四百四十一条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第百五十一条の二十一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第百五十一条の二十二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の二十三 事業者は、第百五十一条の二十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第百五十一条の二十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百五十一条の二十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第百五十一条の二十四 (略)

(定期自主検査)

第百五十一条の二十一 (略)

2 (略)

(新設)

第百五十一条の二十二 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第百五十一条の二十四 (略)

2 フォークリフトに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の二十一第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、フォークリフトに係る特定自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(補修等)

第五十一条の二十六 事業者は、第五十一条の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の二十二第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第五十一条の二十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十一条の二十二第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 フォークリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

3 事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(補修等)

第五十一条の二十六 事業者は、第五十一条の二十一若しくは第五十一条の二十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第百五十一条の三十一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第百五十一条の三十二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の三十三 事業者は、第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百五十一条の三十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修等)

第百五十一条の三十五 事業者は、第百五十一条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第百五十一条の三十二第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認め

(定期自主検査)

第百五十一条の三十一 (略)

2 (略)

(新設)

第百五十一条の三十二 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の三十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

(補修等)

第百五十一条の三十五 事業者は、第百五十一条の三十一若しくは第百五十一条の三十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講

たときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2| 個人事業者は、第五十一条の三十一第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十一条の三十二第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

2| 第五十一条の三十八 (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2| 第五十一条の三十九 (略)

3| 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第五十一条の四十 事業者は、第五十一条の三十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2| 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第五十一条の三十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十一条の

じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

2| 第五十一条の三十八 (略)

(新設)

2| 第五十一条の三十九 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第五十一条の四十 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

三十八第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修等)

第二百五十一条の四十二 事業者は、第二百五十一条の三十八第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の三十九第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第二百五十一条の三十八第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三十九第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第二百五十一条の五十三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第二百五十一条の五十四 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の五十五 事業者は、第二百五十一条の五十三第一項若

(補修等)

第二百五十一条の四十二 事業者は、第二百五十一条の三十八若しくは第二百五十一条の三十九の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第二百五十一条の五十三 (略)

2 (略)

(新設)

第二百五十一条の五十四 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第二百五十一条の五十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったとき

しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第五十一条の五十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十一条の五十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第五十一条の五十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の五十三第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、不整地運搬車に係る特定自主検査を行ったときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査

は、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第五十一条の五十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第五十一条の五十三の自主検査を行うことを要しない。

4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、不整地運搬車に係る自主検査を行ったときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明

査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

(補修等)

2 第五十一条の五十八 事業者は、第五十一条の五十三第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の五十四第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第五十一条の五十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第五十一条の五十四第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

2 第六十七条 (略)

3 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2 第六十八条 (略)

3 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第六十九条 事業者は、第六十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項

らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(補修等)

2 第五十一条の五十八 事業者は、第五十一条の五十三若しくは第五十一条の五十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

2 第六十七条 (略)

3 (略)

(新設)

2 第六十八条 (略)

3 (新設)

(定期自主検査の記録)

第六十九条 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第六十七号第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六十七号第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第六十九条の二 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七三号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七四号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七四号

一〇六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第六十九条の二 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七四号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七四号に掲

に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する車両系建設機械（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第六十七条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

7 車両系建設機械に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

8 事業者又は個人事業者は、車両系建設機械に係る特定自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第七十一条 事業者は、第六十七条第一項若しくは第二項若しくは第六十八条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第六十八条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする

掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 事業者は、運行の用に供する車両系建設機械（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第六十七条の自主検査を行うことを要しない。

7 車両系建設機械に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

8 事業者は、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

（補修等）

第七十一条 事業者は、第六十七条若しくは第六十八条の自主検査又は前条の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

（新設）

(定期自主検査)

第百九十四条の二十三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

第百九十四条の二十四 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

第百九十四条の二十五 事業者は、第百九十四条の二十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第百九十四条の二十三第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百九十四条の二十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

(定期自主検査)

第百九十四条の二十三 (略)

2 (略)

(新設)

第百九十四条の二十四 (略)

2 (略)

(新設)

(定期自主検査の記録)

第百九十四条の二十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第三項各号の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者又は個人事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第九十四条の二十三第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者又は個人事業者は、高所作業車に係る特定自主検査を行ったときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第九十四条の二十八 事業者は、第九十四条の二十三第一項若しくは第二項若しくは第九十四条の二十四第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 個人事業者は、第九十四条の二十三第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第九十四条の二十四第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第九十四条の二十三の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、高所作業車に係る自主検査を行ったときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。

（補修等）

第九十四条の二十八 事業者は、第九十四条の二十三若しくは第九十四条の二十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

（新設）

(定期自主検査)

2 第二百二十八条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2 第二百二十九条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

2 第二百三十条 (略)

3 前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(定期自主検査の記録)

2 第二百三十一条 事業者は、第二百二十八条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、第二百二十八条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十八条第三項において準用する同条第

(定期自主検査)

2 第二百二十八条 (略)

2 (新設)

2 第二百二十九条 (略)

2 (新設)

2 第二百三十条 (略)

2 (新設)

(定期自主検査の記録)

2 第二百三十一条 事業者は、前三条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 一六 (略)

2 (新設)

一項若しくは第二項、第二百二十九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は前条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(補修)

第二百三十三條 事業者は、第二百二十八条から第二百三十条まで(第二百二十八条第三項、第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項を除く。)のいずれかの自主検査又は前条の点検を行った場合において異常を認めるときは、直ちに、補修しなければならない。

2 | 個人事業者は、第二百二十八条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項、第二百二十九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百三十条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに、補修するものとする。

(定期自主検査)

第二百七十六條 (略)

2 | 4 (略)

5 | 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 | 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該化学設備又はその附属設備に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらの設備を使用するものとする。

(定期自主検査)

第二百九十九條 (略)

2 | 3 (略)

(補修)

第二百三十三條 事業者は、第二百二十八条から第二百三十条までの自主検査及び前条の点検を行なった場合において異常を認めるときは、直ちに、補修しなければならない。

(新設)

(定期自主検査)

第二百七十六條 (略)

2 | 4 (略)

(新設)

(新設)

(定期自主検査)

第二百九十九條 (略)

2 | 3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第三百条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査の結果、当該乾燥設備又はその附属設備に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらの設備を使用するものとする。

第三百七条 (略)

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらを使用するものとする。

(絶縁用保護具等の定期自主検査)

第三百五十一条 (略)

2 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、法第四十五条第二項の自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

6 個人事業者は、前項において準用する第一項又は第二項の自主検査の結果、当該絶縁用保護具等に異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じた後に、これらを使用するものとする。

(新設)

(補修等)

第三百条 (略)

(新設)

第三百七条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

(絶縁用保護具等の定期自主検査)

第三百五十一条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(新設)

(特別の教育)

第五百九十二条の七 (略)

2| 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項各号の科目について、同項に規定する教育を受けなければならない。

(法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務)

第六百四十三条の十| 法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。

一| 令第二十条各号に掲げる業務

二| 第三十六条各号に掲げる業務

三| 令第六条各号に掲げる作業に係る業務

四| 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務

五| 第五百五十一条の二第七号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務

六| 法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等の業務

(作業間の連絡及び調整)

第六百四十三条の十一| 法第三十条の四第一項の作業場所管理事業者(以下この条及び次条において「作業場所管理事業者」という。)は、同項の作業間の連絡及び調整については、随時、作業場所管理事業者と同項の請負人(以下この条において「請負人」という。)との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

(作業場所管理事業者等の講ずべき措置)

第六百四十三条の十二| 作業場所管理事業者は、法第三十条の四に規定する場合を除き、その管理する一の場所においてその労働者

(特別の教育)

第五百九十二条の七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び当該一の場所において事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。

2 事業を行う者は、作業場所管理事業者がいない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に労働者がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。

3 第一項の場合において、作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

4 第一項又は第二項の場合において、作業従事者は、前三項の規定により講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

第六百四十七条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 発生器及び安全器は、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとする。

五 (略)

(交流アーク溶接機についての措置)

第六百四十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に交流アーク溶接機(自動溶接機を除く。)を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 (略)

第六百四十七条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 発生器及び安全器は、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとする。

五 (略)

(交流アーク溶接機についての措置)

第六百四十八条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に交流アーク溶接機(自動溶接機を除く。)を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 (略)

(クレーン等についての措置)

第六百五十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(エックス線装置についての措置)

第六百六十一条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ガンマ線照射装置についての措置)

第六百六十二条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

(法第三十二条第五項の請負人の義務)

第六百六十三条 法第三十二条第五項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2 法第三十二条第五項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補

(クレーン等についての措置)

第六百五十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(エックス線装置についての措置)

第六百六十一条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ガンマ線照射装置についての措置)

第六百六十二条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

(法第三十二条第四項の請負人の義務)

第六百六十三条 法第三十二条第四項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2 法第三十二条第四項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補

修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(法第三十二条第六項の請負人の義務)

第六百六十三条の二 法第三十二条第六項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

附 則

(規格を具備すべき機械等の使用に関する経過措置)

第十条 ボイラー則附則第二条の規定による廃止前のボイラ及び圧力容器安全規則(昭和三十四年労働省令第三号。以下「旧ボイラー則」という。)附則第四条の第二種圧力容器は、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の第二種圧力容器又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。

第十一条 法第四十二条第二項及び第三項の規定は、ボイラ及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和三十八年労働省令第一号)附則第四条第一項の貫流ボイラーについては、適用しない。

2 前項の規定は、同項の貫流ボイラー又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該貫流ボイラー又はその部分については、適用しない。

第十二条 クレーン則附則第二条の規定による廃止前のクレーン等安全規則(昭和三十七年労働省令第十六号。以下「旧クレーン則

修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(法第三十二条第五項の請負人の義務)

第六百六十三条の二 法第三十二条第五項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

附 則

(規格を具備すべき機械等の使用に関する経過措置)

第十条 ボイラー則附則第二条の規定による廃止前のボイラ及び圧力容器安全規則(昭和三十四年労働省令第三号。以下「旧ボイラー則」という。)附則第四条の第二種圧力容器は、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の第二種圧力容器又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。

第十一条 第二十七条の規定は、ボイラ及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和三十八年労働省令第一号)附則第四条第一項の貫流ボイラーについては、適用しない。

2 前項の規定は、同項の貫流ボイラー又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該貫流ボイラー又はその部分については、適用しない。

第十二条 クレーン則附則第二条の規定による廃止前のクレーン等安全規則(昭和三十七年労働省令第十六号。以下「旧クレーン則

「という。」附則第二条第四項のクレーンで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 法第四十二条の規定は、旧クレーン則附則第二条第五項のクレーンについては、適用しない。

3 前二項の規定は、これらの項のクレーン又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

第十三条 クレーン等安全規則の一部を改正する省令（昭和四十六年労働省令第二十一号）附則第六条第三項の簡易リフトで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、法第四十二条の規定の適用については、同条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の簡易リフト又はその部分が法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該簡易リフト又はその部分については、適用しない。

（譲渡等の制限に関する経過措置）

第十四条 昭和四十六年七月一日前に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第一項又は労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）附則第三条第一項の規定により労働省労働基準局長の認定を受けた木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、当該安全装置に係る認定の有効期間内に限り、法第四十二条の規定は、適用しない。

第十五条 昭和四十七年十月一日前に旧安衛則第三十六条の規定に

「という。」附則第二条第四項のクレーンで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 第二十七条及び法第四十二条の規定は、旧クレーン則附則第二条第五項のクレーンについては、適用しない。

3 前二項の規定は、これらの項のクレーン又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

第十三条 クレーン等安全規則の一部を改正する省令（昭和四十六年労働省令第二十一号）附則第六条第三項の簡易リフトで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の簡易リフト又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至った後における当該簡易リフト又はその部分については、適用しない。

（譲渡等の制限に関する経過措置）

第十四条 昭和四十六年七月一日前に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第一項又は労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十五年労働省令第二十一号）附則第三条第一項の規定により労働省労働基準局長の認定を受けた木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、当該安全装置に係る認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。

第十五条 昭和四十七年十月一日前に旧安衛則第三十六条の規定に

より労働省労働基準局長の認定を受けたプレス機械及びビシヤーの安全装置並びにゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置については、当該装置の認定の有効期間内に限り、法第四十二条の規定は、適用しない。

より労働省労働基準局長の認定を受けたプレス機械及びビシヤーの安全装置並びにゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置については、当該装置の認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。第